

# 茂原市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和7年6月10日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 14名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
5番 深山理	6番 森川善仁
7番 齋藤輝児	8番 小川克巳(第二副小委員長)
9番 糸久敏秀	10番 小高一夫(第一副小委員長)
11番 光橋正人(第二小委員長)	12番 八角徳政(第一小委員長)
13番 杉浦文子(会長職務代理者)	14番 鬼島一郎(会長)

出席推進委員 12名

加藤古志郎	島田喜昭	小高明	若菜敏郎
林壽一	河野喜昇	伊東忠司	小倉敏行
長谷川理成	鬼原一	金澤哲	杉崎茂

4 事務局職員 5名

事務局長 岡田公一	局長補佐 加藤栄一	係長 梅澤雄志
係長 芝崎一郎	主事 奥山泰成	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 9件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 5件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 6件
- ・農用地利用集積等促進計画案の意見回答について
- ・農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表について

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
その他

## 7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第6回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が9件、農地法第4条の規定による許可申請が5件、農地法第5条の規定による許可申請が6件であり、合計20件となっております。また議案第21号では、農用地利用集積等促進計画案の意見回答について、議案第22号では、農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表についてご審議していただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第6回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は12番八角委員、13番杉浦委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

まず初めに農地法第4条の10号から14号議案について、買受人をお呼びしておりますので、事務局の説明の後、入室していただきます。その後、ご審議いただきます。

事務局

説明を始める前にお配りいたしました資料の中で一部訂正があります。資料としては表紙に茂原市農業委員会第6回総会会議事案と記載がある資料です。

3ページ目の議案第12号、13号についてですが、合計の面積に訂正があります。12号議案について合計664.07㎡と記載がありますが、正しくは708.84㎡、13号議案が合計1,051.34㎡と記載がありますが、正しくは1,088.74㎡です。修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

それでは、営農型太陽光発電設備に係る農地法第4条の規定による許可申請について10号から14号まで併せてご説明します。

はじめに10号議案です。申請地は、弓渡字新堀地先、畑3,094㎡の内、フェンスで囲う面積が1,384.61㎡の内、支柱と引込電柱の合計面積が0.94㎡です。

続いて11号議案です。粟生野字上ノ台地先、畑1,471㎡の内、フェンスで囲う面積が1,415.12㎡の内、支柱と引込電柱の合計が0.83㎡です。

続いて12号議案です。粟生野字北酢古田地先外2筆、田44.77㎡、畑670.24㎡の合計715.01㎡の内、フェンスで囲う面積が708.84㎡の内、支柱と引込電柱の合計が0.78㎡です。

続いて13号議案です。粟生野字北新地地先外1筆、田85㎡、畑7,791㎡、合計7,876㎡の内、フェンスで囲う面積が1,088.74㎡の内、支柱と引込電柱の合計が0.83㎡です。

続いて14号議案です。申請地は、粟生野字水田地先、田2,290㎡の内、フェンスで囲う面積が1,077.8㎡の内、支柱と引込電柱の合計が0.84㎡です。

粟生野の★★さんが一時転用許可を受けて農地に支柱を立てて営農型太陽光発電設備を設置しようとする申請です。申請理由及び土地選定理由は、自己所有農地で遊休農地だった場所の有効活用をしたいとのこと。事業計画としては、申請地に太陽光パネル、支柱、引込電柱と周囲にフェンスを設置します。

10号議案は、太陽光パネル296枚、支柱110本と引込電柱1本、11号議案は、太陽光パネル296枚、支柱96本と引込電柱1本、12号議案は、太陽光パネル228枚、支柱90本と引込電柱1本、13号議案は、太陽光パネル296枚、支柱96本と引込電柱1本、14号議案は、太陽光パネル296枚、支柱98本と引込

電柱1本です。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、関東経済産業局に再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請をしております。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議の申出がされています。

周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は雨水のみです。また、★★、★★、★★からそれぞれ排水の同意書が提出されています。確認が必要な隣接農地所有者は計7名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、3年間で申請されています。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。

議案10号から14号までにつきましては、いずれも内容が同様ですので、まとめてご説明いたします。お配りした資料をご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物はサツマイモです。必要な農作業の計画として、10年目までの農作業計画を記載しています。サツマイモは1年目の4月から施肥を行い5月に定植します。その後、除草等、肥培管理を行い、11月に収穫を見込んでいます。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。サツマイモの生育に適した日照量の確保は、パネル下においても十分日照量が確保できると見込んでいます。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2.5m、最高地上高3.2mでパネル下部へのトラクター搬入も可能としています。下部の農地の単収は、サツマイモについては、地域の平均的な単収10a当たり2,390kgに対し80%の1,912kgを見込んでいます。

以上の計画について、知見を有する者として、茂原市認定農業者の★★さんの意見書が提出されています。知見者は以前よりサツマイモ等の栽培を行っており、意見書によりますと、サツマイモ栽培は施肥設計、マルチ張り、植付け肥培管理と栽培は容易であり大面積栽培も可能と判断できるとのことです。

続いて本日お配りしました農地法第4条10～14号議案営農型太陽光発電追加説明資料をご覧ください。こちらは営農型太陽光施設の下部で農業に従事される方々の一覧となっております。★★さんが経営されている★★の従業員6名、そして★★さんの知人である★★さんと★★さん本人を入れて計8名で農業に従事する予定です。

★★さんについては、現在法目にお住まいで農業経験は35年になります。他6名については農業経験がありませんが、★★さんのご指導のもと農業に従事するとのことです。

その他詳細につきましてはお手元の資料をご覧ください。

説明は以上となります。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第一  
小委員長 小委員会の審議結果を報告します。10号から14号議案、申請人は農業経験がないということもあり、総会時にお呼びして本人の意見を伺ったうえで改めて総会で審議するということとなりました。以上です。

会長 ご本人が来ておりますので、お入りいただいて話しをお聞きしたいと思います。

(★★氏、入室)

会長 お忙しいところ、今日はありがとうございます。会長の鬼島と申します。今回、営農型太陽光発電事業を始ようと思った動機は何でしょうか。

★★氏 私は、農家のせがれで農地も結構ありますが、全然作物を作っておりません。それとこの営農型以外で太陽光発電事業をやっております。そういう中で、いつも荒れている畑を何とかしなければいけないという思いがありました。そこで知り合いの業者と相談して、少しの利益が出て農地を耕すことができるのであれば良い事業だと思い、今回申請させていただきました。

会長 市内に営農型太陽光発電施設が結構ありますが、どんな印象をもっていますか。

★★氏 粟生野の方で一部ありますが、最初の頃は作物を作っていたような状況があったんですが、今は何も作っていないように感じます。他にも荒れている状態のところもあるのを見えています。

会長 今回の営農作物はサツマイモですが、地域の単収の8割以上の収量をあげないといけないのはご存知のとおりでしょうが、営農型太陽光発電はパネル下での営農が肝になります。申請資料を見ますと農業経験がないということで、今後どのように営農に取り組んでいかれるのでしょうか。

★★氏 農地は今まで草刈りだけをしている状態で、それは農地を荒れてしまって地域の農家へ迷惑とならないようにとの思いからです。ただ、このままではいけないと、やはり地域のため、自分のためにも農地を耕作していきたいという思いがあり、今回サツマイモをやると計画しました。ですが、後から調べてみて8割の収穫ができるか分からない部分があります。何年かやってみて、サツマイモが合わなければ他の作物を植えることもできるのでしょうか。

会長 パネル下部で水稻を作付けしている所もありますから、何を作付けしなければならないという決まりはありませんが、しかしながら、計画を見ますと農業経験者がほとんどいないということに不安はありませんか。

★★氏 とりあえずはないです。私の義理の弟が農家をしていて、手伝いや指導を頂けるとい話をしております。それと、サツマイモは植付けと収穫時には人手が必要ですけど、それ以外はさほど手間はかからないのではないかと思います。うちは建設会社を営んでおり従業員が何十人かいて、1月半ばから5月にかけては仕事が暇な時期でちょうどいいのかなと。

会長 農業は、なかなか本業の片手間というような甘いものではないと思いますが。それと、この営農型太陽光発電は全国的に広がってきて、電気が余るようになり国はだいぶ厳しくなっています。他にお聞きになりたい方がいればお願いします。★★委員どうぞ。

★★委員 資料によると、利用する農業機械でトラクター1台とありますが、他はどうしま

すか。

★★氏 農業機械のこともよく分からないので2、3日前にクボタに行ってきた話を伺ってきました。トラクターの後ろに付けて、いろいろな作業ができるオプションがあり値段も聞いてきました。今すぐではないですが、いずれは用意しないといけないとは考えています。

★★委員 少なくともこの面積では掘取機は必要だと思います。

会長 他にお聞きになりたい方がいればお願いします。★★委員どうぞ。

★★委員 これだけの面積の芋苗の調達はどうされるのでしょうか。

★★氏 ちょっと分かりません。いずれにしても今日審議してもらって通るのであれば、来春に間に合うよう調整していきます。

★★委員 収穫したサツマイモの販売経路はどうなっていますか。

★★氏 販路については、今3社ほど話がありまして、時間がある中で条件の良いところと契約していければ良いかなという思いでいます。

★★委員 従事者の方が7名おりますが、法目の方は農業をやられている方で、この方が年間を通して作付けしたところを管理してくれるのですか。

★★氏 サツマイモは病気に強く、作付けした後にそんなに面倒見なくても収穫まで手間はかからないと聞いています。実際どうか私は分かりませんので、これから勉強します。

★★委員 私の本家で昔、サツマイモを作付けしていて結構草取りだのいろいろとやっていたのを覚えています。また収穫についても大変で、出荷するとなると洗わなければならないのと結構な労力が必要な作業もありますが、これだけの人数であれば大丈夫だと思いますが、賃金が発生しますよね。

★★氏 農地は個人所有で従業員は会社所属ですので、賃金の支払いをどういった形にするのかは税理士と相談してしまして、調整中です。

★★委員 この事業を行うのであれば、途中で駄目になることがないように、最後まで初志貫徹をお願いします。

★★氏 分かりました。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 農業従事者の年齢ですが、お互いに70才ですよね。70代の方が3、4人いらっしゃるけど、10年計画で80近くになりますがその辺はどうなのでしょう。

★★氏 おっしゃるとおりです。うちの従業員には30代も何人かいますが、この先数年後については具体的な計画はないですが、うまく人を入れ替えてバトンタッチしていければと思っています。

★★委員 苗の入手についてですが、最近九州の方から新しい病気が入ってきていて、農業の現場が敏感になってきています。ぜひ苗の入手についても長生農業事務所の改良普及

課へ相談していただけますか。

★★氏 分かりました。ありがとうございます。

会長 他にお聞きになりたい方がいればお願いします。★★委員どうぞ。

★★委員 社員を使うとのことですが、会社の定款には農作業は入っていますか。

★★氏 入っていないです。お金の話もあるんですけど、税理士に相談してまして、個人的に賃金を支払う方が良いのかちょっと分からないので、その結果分かり次第必要であればお知らせします。

★★委員 もう1点。なかなか農地を所有していますが、会社として農業経営を挑戦しているということではなく、営農型太陽光発電に至った経緯は。

★★氏 私個人的に普通の太陽光発電を11年ぐらいやっています。最初の契約した分は結構単価も良かったのですが、今回の契約は3年前ですけどキロ当たり10円です。工事費も安くはなりましたが、さほど利益は上がらないと思っています。ですが、農地をこのまま何もしないでおくのはどうかなという気持ちは随分とありまして、今回の営農型太陽光発電事業でやりたいなどの思い、やる以上は地元の方に迷惑のかからないような形で進めていきたいと計画しました。

★★委員 先程の発言の中で、他の営農型太陽光を見てちゃんと営農している所もあれば、営農していないところもあると。今回の申請は、営農がちゃんとできるのかが大事なところで、営農計画をきちんと立てて皆さんが納得するような計画にしなければならぬので、農業事務所とか色んなところに相談に行ってもらいたい。

会長 他にございますか。なければ最後に私から、都市計画課と協議中ということですが、都市計画課からはどのようなことを言われていますか。

★★氏 申請事務を他の方をお願いしていますので、私は把握していません。

会長 計画地の周辺の農地所有者や住宅の方に事業の説明をしていますか。

★★氏 大体は説明しております。粟生野ですと、★★と★★の役員さん、隣接する土地の地主さんに集まってもらって説明して、了解していただいております。

会長 周辺の民家には農家でない方もいますから、本計画は事業期間が長いので事業の説明をして理解を得ておいた方が良いでしょうと思います。

★★氏 一応、タオル持って周りに挨拶はしております。

会長 分かりました。他にございますか。よろしいですか。他にないようですので、これで意見聴取を終了します。今日はお忙しいところありがとうございました。

(★★氏、退室)

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 営農型太陽光の営農に関しては、今日話を聞いた中ではちょっと安易に考えているかなと。植えてから収穫するまでの管理をあまり考えていないように感じましたが、計画としてやるという以上は仕方ないかなと思いますが、従業員を使うというので賃

金の支払いが会社か個人かという不明確なところもありますが。

会長

お話を伺っていますと、計画についてまだ練りこまれていないと感じます。申請として本人がやるという以上は、致し方ないところもありますが、そうは言っても本人が計画をよく分かっていない。営農型太陽光の他事例で、高田の案件については総会時に挙手により僅差で決した経緯があります。最終的に許可をするのは県ですが、許可相当として市の農業委員会から意見を送付しますが、意味とすればほとんど同じことです。私が聞く限りでは、今回の計画そのものがまだまだ甘いという感じは受けております。

★★委員

営農の件ですけど、本人は全然経験がないですよ。資料にある一緒に営農していく★★さん、この方は★★さんの身内で私の近所なので良く知っています。営農経験があり、サツマイモもやっていますから指導を受けながらやっていくとのことですので、問題ないと思います。

★★委員

最初に高田が営農型太陽光発電を実施したところで、3年毎の更新でしたけど3年ごとに経営者が代わっていくんです。そのようなことが続いて、今年は4条で許可したところのパネルが撤去されました。営農がされてなかったからです。その他の高田の営農型太陽光は地元の推進委員の方が随分と努力してくれて、こまめに連絡を取ってくれて今のところ順調にいらっていると思っております。あと、法目の方も見て回りますが、今回★★さんになったところは営農がされております。一部のところはマルチが張られているだけで苗は植えられてないですけど、作業は進んでいくと思っています。それから千沢もありますが、ここも営農しています。粟生野はやっていないところがあります。桂についても、手前は確認していますが、奥の方は確認できていません。地区の農業委員、推進委員の方はこまめに見回りしていただいて随時、報告していただきたいと思います。

★★委員

先程の会長のお話のとおり、ちょっと計画が甘いところも多いと思いますので、もう一回機械を揃えて、きちんと計画を立てて来てもらったかどうか。

★★委員

今回の申請は審議に堪える計画がまだ煮詰まっていないと思います。他法令の申請の進捗もそうですし、営農型太陽光にしても、まだまだ甘いところがあって申請するには至らないところがあり、今回の審議では結論を出す以前の問題だと思っています。

会長

皆さんから貴重な意見をいただきました。今までの意見を踏まえて私の方から、この案件はいま一度、計画を練り直して準備をして、再度申請をしてもらいたいと考えますが、他にご意見はございますか。よろしいですか。10号から14号議案ですが、取り下げ指導ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号から14号議案は取り下げ指導を行うということで決定いたします。続きまして農地法第3条の規定による許可申請について1号から9号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

はじめに1号議案です。申請地は、法目字北沼地先、田1, 000㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は法目の★★さん、譲渡人は東京都の★★さんです。申請理由は、親戚間の贈与で、自宅から近く耕作しやすいためとのこと。営農計画として、譲り受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第3条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターと田植機を1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用等、地区の

慣習に従い耕作していくとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は、法目字野際地先、畑889㎡を売買しようとする申請です。買受人は東金市の★★さん、売渡人は大網白里市の★★さんです。申請理由は、日当たりが良く交通の便も良いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてイチジクとぶどうを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。東金市農業委員会より耕作証明願が提出されております。

主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は、下太田字東白幡地先外1筆、田2,025㎡を売買しようとする申請です。買受人は千葉市の★★さん、売渡人は小林の★★さん外1人です。申請理由は、自作地から近く耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてきゅうり、なす、ブロッコリーと水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、軽トラックを1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域内基準に沿い耕作していくとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は上茂原字藏敷地先外2筆、田1,208㎡、畑229㎡の合計1,437㎡を売買しようとする申請です。買受人は箕輪の★★さん、売渡人は真名の★★さんです。申請理由は、自作地に隣接しているためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてトマト、すいか、サツマイモと水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を各1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、隣接農地は買受人耕作地で影響は特にないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は立木字宮下前地先、畑363㎡を売買しようとする申請です。買受人は萱場の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、買受人は7月に隣接地に転居する予定であり管理しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてジャガイモの作付けをします。

ここで営農計画のチェック表ですが、経費として苗代、肥料代等で1万円を見込んでおります。生産したジャガイモはすべて自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、歩行用トラクターを知人から借用する予定となっております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、隣接地に農地はなく影響はないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、立木字荒矢切地先外2筆、田2, 138㎡、畑215㎡の合計2, 353㎡を売買しようとする申請です。買受人は中の島町の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、自宅より近いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてパクチーを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。いすみ市農業委員会より農業経営実態証明書が提出されており、いすみ市農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。

主な機械の保有については、耕運機を1台所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、立木字荒矢切地先外1筆、田795㎡、畑831㎡の合計1, 626㎡を売買しようとする申請です。買受人はいすみ市の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、勤務先から近く管理しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてサツマイモを栽培します。

ここで営農計画のチェック表ですが、経費として苗代、肥料代、草刈機購入で5万8千円を見込んでおります。生産したサツマイモはすべて自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、草刈機を1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は六ツ野字櫻曾根地先、田166㎡を売買しようとする申請です。買受人は六ツ野の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてサツマイモと落花生の作付けをします。

ここで営農計画のチェック表ですが、経費として種代、肥料代等で2万円を見込んでおります。生産したサツマイモと落花生は全て自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機を2台所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うとことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は木崎字南田地先、田750㎡を売買しようとする申請です。買受人は木崎の★★さん、売渡人は同じく木崎の★★さんです。申請理由は、耕作地に隣接して使いやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラック・耕運機を各2台とトラクター・ダンプ・自走式草刈機を各1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺

地域との関係について、農薬の使用方法については地域の慣習に従い使用することです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。  
説明は以上でございます。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一  
小委員長 小委員会の審議結果を報告します。1号議案、親戚間で以前から譲受人が耕作していましたので、問題なく許可となっております。2号議案、これも既にイチジクの苗が現地があり、許可となっております。3号議案、現地は水稻があり、これも問題なく許可となっております。4号議案、これも許可となっております。5号議案、ハウスの骨組みが残っていて草も繁茂している状態でしたので、総会までにきれいにするように連絡することと、総会時に結論を出すということになりました。6号議案、いすみ市農業委員会へ意見照会しており、問題なく許可となっております。7号議案、これも許可となっております。8号議案、これも許可となっております。9号議案、自作地に隣接しているということで、問題なく許可となっております。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 田植えが済んで草刈りもしてきれいになっておりますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地はきれいに稲が植えておまして、親戚間の贈与とのことですので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地を確認したところ、イチジク苗がありまして問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 イチジクの苗木が植わっていたようでしたので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地には既にイチジクがあるとのことですが、土地所有者が植えたものを継承することですか。

★★委員 イチジクは地面に植えてあるのではなく、ポッド苗を置いてあります。

★★委員 買受人が東金市でどのようなものを作付けしているのか把握していますか。

事務局 東金市農業委員会からの耕作証明願によりますと、自作地として田2, 200㎡、畑3, 952.91㎡とありますが、畑での作付け品目はわかりません。

★★委員 東金市と少し距離がありますが、きちんと管理してくれると思いますので許可でよろしいと思います。

- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 田2筆で、元々はお近所さん同士の売買です。今は地元の★★が耕作していて、地主が変わっても引き続き★★が耕作をして荒れることはないと思いますので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 田2筆とのことで、1ヶ所は田としてきれいに管理されております。もう1ヶ所も水が張ってありきれいになっておりました。事務局の説明では畑として利用することでしたが、いずれにしてもきれいに管理されておりますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地は作付けがされており、きれいにしてあります。今後もきれいに管理してくれると思いますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 今後とも買受人がきれいに作付けしていただければ問題ないと思いますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 小委員会の現地調査時にはかなり荒れた状態でしたが、今朝確認したところ、大分きれいに片付いておりましたので許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 私も本総会前に現地を見てきて、きれいになっておりましたので、問題なく許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地はきれいになっていますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ちょっと前に現地を見させていただきました。パクチーを植えるとのことですので許可でよろしいと思います。

- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案は許可ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 田と畑1筆ずつとのことですが、田の方はきれいに田植えが済んでおります。畑は現在、耕作はしていませんが、サツマイモを植えるとのことですので今後きれいにしていただけたらと思います。許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 サツマイモを作付けしていくとのことですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 地目は田ですが現地は埋められている状態で、隣に住む方が耕作していただけるので問題なく許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 元々は実家の兄が所有していましたが、亡くなって相続した農地で荒れており、買手を探してほしいとの相談を受けておりました。隣に住む買受人が庭で家庭菜園をされており拡大したいとのことですので許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可ということで決定いたします。続きまして9号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 買受人本人は農業をやってないですが、せがれ2人が大きくやっていますので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地は水稻を作付けしていない状況です。来年から買受人が耕作してくれると思いますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について15号議案から20号議案の説明を事務局よりお願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。  
はじめに15号議案です。申請地は御蔵芝字北輪名目地先、畑1, 024㎡です。御蔵芝の★★さんが、御蔵芝の★★さんから土地を買い受けて、進入路用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在の進入路は川沿いの狭い道路で豪雨のたび冠水しているため、申請地に新たな進入路を確保したいとのこと。事業計画として、碎石を敷詰めローラーにて転圧します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものについては、農地法施行規則第35条第5号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり市土木管理課から法定外公共物占用許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障については土砂の流出を防止する為、土留を行うとのことです。排水は、雨水のみで自然浸透です。また、★★、★★、★★からそれぞれ排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして16号議案です。申請地は、本納字立野地先、田209㎡です。本納の★★さんが、法目の★★さんから土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請人は隣接地の自宅兼事務所で建築業を営んでおり、既存の駐車スペースが手狭なため利便性の良い申請地を駐車場としたいとのことです。事業計画として、社用車3台と出入業者車両1台の計4台分の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は街区に占める宅地割合が40パーセントを超えていることから、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地と判断ができます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て、整地は行わず、現状のまま使用します。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1人おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして17号議案です。申請地は、上林字祖台地先外1筆、田236㎡、畑100㎡と一体利用する宅地100.49㎡の合計436.49㎡です。高師の★★さんが、上林の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、最寄り駅から徒歩10分程度で、上下水道、都市ガス等のインフラも敷地内に整備されているためとのことです。事業計画として、436.49㎡の宅地分譲一区画とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は、汚水は公共下水道へ接続、雨水は前面道路側溝に放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして18号議案です。申請地は東部台2丁目地先、畑319㎡です。東部台2丁目の★★さんが、早野新田の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は親族が所有する土地であり、現在の住まいの近隣で、学校や商業施設などが整備されており利便性が良いためとのことです。事業計画として、木造平屋建て建築面積99.37㎡を1棟と駐車スペース25㎡を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり市土木管理課から道路工事施行承認書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立てはせず、整地し駐車場部分のみ切土造成を行います。排水は、雨水が宅内浸透処理後にオーバーフロー分は既設U字溝へ接続、汚水は既存の公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて19号ですが、次の20号議案と一体計画ですので、2議案併せての説明となります。

申請地は早野字関芝地先外2筆、田4、429㎡です。福岡県の★★さんが、19号議案にあつては早野の★★さんから、20号議案にあつては早野の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、店舗用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、県道に隣接し利便性が良く集客が見込めるためとのことです。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書、長生土木事務所に道路工事施行承認申請書及び雨水浸透阻害行為許可事前相談書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、外周に擁壁及びU字溝を設置し土砂の流出を防止します。排水は、汚水は北側市道の公共下水道へ接続、雨水は特定都市河川浸水被害対策として敷地内に雨水浸透貯留槽を設置、流出抑制対策後に西側水路へ放流となります。★★より雨水放流の同意内諾書が提出されています。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上となります。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 小委員会の審議結果を報告します。15号議案、砂利敷きの進入路にするとのことで、排水の件で意見がありましたが、1種例外で許可相当となっております。16号議案、3種農地で問題なく許可相当となっております。17号議案、3種農地で用途地域とのことで問題なく許可相当となっております。18号議案、3種農地で問題なく許可相当となっております。19号議案と20号議案の一体計画、これも問題なく許可相当となっております。以上です。

会長 15号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは川沿いの場所で既設の進入路が狭いとのことで新たに進入路を設けたいと。小委員会時に委員から排水のことで意見がありましたが、排水同意が出ているということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 排水計画が自然浸透となっていて、土留めをしっかりと施工するとのことで、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。15号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1

5号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして16号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 適切に維持管理されている土地で3種農地ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 隣接の建築業を営む方が駐車場にしたいとのことで、地目は田ですが現地は埋立てられておりますが耕作はしておりません。住宅が連担する3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。16号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして17号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは住宅地の中の一部で用途地域内の3種農地でありますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 既に周りが住宅地になっておりまして建設会社が宅地分譲するとのことですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。17号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは17号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして18号議案ですが、土地区画整理組合による事業用地内ということで、現地確認はしておりませんが、事業の趣旨からして本申請は許可相当に資すると判断しますが、他にご意見はございますか。よろしいですか。18号議案ですが、小委員会のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは18号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして19号議案及び20号議案の一体計画です。本日欠席の地元委員である★★委員より、用途地域内であり地元★★との調整も済んでいるとのことですので問題ない旨の意見をいただいております。他に、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 地元委員の意見のとおり★★も同意しており用途地域ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。19号議案及び20号議案の一体計画ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは19号議案及び20号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして21号議案農用地利用集積等促進計画案の意見回答についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号農用地利用集積等促進計画案の意見回答について説明します。(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは21号議案については意見なしとさせていただきます。続きまして22号議案農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第 2 2 号農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表について説明します。 (内容等について説明する。)
会長	説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは 2 2 号議案については承認とさせていただきます。 次に報告に入ります。
事務局	次の事案を報告 ・農地法第 3 条の 3 の規定による届出について ・地目変更登記申請に係る照会について ・その他
会長	以上で本日の総会を終了します。